

令和2年5月19日

野洲川斎苑ご利用の皆さまへ

守山野洲行政事務組合

局長 遠藤 由隆

### 副葬品について

標記の件につきまして、ここ最近、副葬品にガラス製品が納められていることが度々見受けられます。

これまでも繰り返しお知らせしているところですが、ガラス製品は火葬時に溶解し、炉台に固着することから炉台を著しく損傷させ、以降の火葬の受入れにも支障をきたします。

つきましては、下記に示しております火葬に支障のある副葬品につきましては、棺に納めていただかないようご協力お願いいたします。

#### <野洲川斎苑使用許可条件抜粋>

棺の中には、火葬に支障のある副葬品を入れないこと。

危険物：スプレー缶、ライター、密封してあるビン・缶・ペットボトル 等

金属製品：ゴルフ用品、釣竿、杖、缶詰、おもちゃ、缶入りの飲料水 等

ガラス製品：酒・ビール・飲料水などのガラス瓶、化粧品、めがね 等

陶器類：茶碗、湯呑み 等

紙類：書籍、雑誌 等

革製品：革靴、鞆、バッグ 等

衣類：多量の着物、ふとん、毛布、まくら 等

果物類：メロン、りんご、みかん 等

※ペースメーカーを装着されているご遺体の場合は、必ず係員に申し出てください。

#### 【問い合わせ】

野洲川斎苑 TEL:077-518-1755